

令和8年度第1回花巻市廃棄物減量等推進審議会（会議録）

1. 開催日時

令和8年2月12日（木）午後2時30分～午後5時15分

2. 開催場所

花巻市生涯学園都市会館（まなび学園）3階 第2・第3中ホール

3. 主席者

(1) 委員出席者 12名

渋谷晃太郎委員（岩手県立大学シニア・フェロー）、高橋文一委員（㈱今弘商店代表取締役社長）、照井正人委員（いわて生協コープ花巻あうる店長）、平賀勝利委員（花巻市清掃㈱）、伊藤美智子委員（花巻商工会議所女性部監事）、五内川悟委員（花巻温泉郷廃棄物処理組合監事）、菅原志麻委員（花巻商工会議所企画振興課長）、小原得幸委員（花巻地域公衆衛生組合連合会会長）、清水正浩委員（大迫地域公衆衛生組合亀ヶ森第4公衆衛生組合長）、高橋進委員（石鳥谷地区公衆衛生組合連合会理事・副会長）、今野睦委員（花巻地区廃棄物処理組合事務局）、鎌田愛子委員（花巻市地域婦人団体協議会副会長）

(2) 委員欠席者 2名

小國奎馬委員（花巻青年会議所理事長）、菊池良治委員（東和地域公衆衛生組合連合会会長代理）

(3) 市側出席者 1名

小原勝市長

(4) 事務局 7名

重茂猛（市民生活部長）、雪下清規（生活環境課長）、高橋祐司（下水道課長）、小田島愛（生活環境課長補佐）、佐藤和幸（花巻市清掃センター副所長）、松田聖実（資源循環係長）、渡邊堯史（資源循環係主査）

4. 会議成立報告等

委嘱状交付、資料確認、会議成立報告、委員照会及び欠席委員報告、会長の互選、会長の職務を代理する委員の指名

5. 会議内容

(1) 開会

○松田資源循環係長

ただいまより、第1回花巻市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。初めに、小原市長からご挨拶を申し上げます。

(2) あいさつ

○小原市長

花巻市長の小原勝でございます。会議に先立ちましてご挨拶を申し上げます。皆様、本日はお忙しい中、第3次花巻市一般廃棄物処理基本計画の素案に関する第1回花巻市廃棄物減量等推進審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本素案は、これまでの取り組みを踏まえつつ食品ロス対策やプラスチック資源循環、生活排水の処理を含めた包括的な廃棄物対策を盛り込み、県広域計画とも総合を図ったものでございます。人口減少や高齢化、観光振興などに伴います、変化する事業計画の実態への対応、そして、さらに災害等の廃棄物への対処など、様々な課題生じておりますが、こうした課題に対しまして現実的かつ持続可能な施策が求められているところでございます。本日は、この計画につきまして目標値の妥当性や他事業と事業所への働きかけ方、収集・中間処理、最終処分の体制強化もあり方、そして取り組みに係る評価指標や進行管理のあり方について、忌憚のないご意見を賜りたく存じます。委員の皆様方の専門的な見地と豊富な経験を本市の施策に反映をさせまして、実効性の高い計画に仕上げたいと考えております。どうぞ、率直なご示唆をお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○松田資源循環係長

小原市長は公務のため退席させていただきます。

(3) 委員紹介

○松田資源循環係長

続きまして、重茂市民生活部長から委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

○重茂市民生活部長

先ほど、小原市長から委嘱状が渡されたというところでありますが、改めまして委員の皆様をご紹介いたします。

(名簿順に紹介)

以上の皆さんでございますので、よろしくお願いいたします。

(4) 議事

①会長の選出

○松田資源循環係長

それでは、資料4、議事の(1)会長の選出に入らせていただきます。花巻市廃棄物減量等推進審議会条例第4条第1項におきまして、審議会の会長を置き、委員の互選とすると規定されております。互選の方法につきまして、委員の皆様からご提案等ございますでしょうか？

(「事務局一任」の声あり)

ただいま、事務局一任との声をいただきましたので、事務局案といたしまして会長を渋谷晃太郎委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか？

(「異議なし」の声あり)

ご承認いただきありがとうございます。渋谷会長には恐れ入りますが、会長席にご移動いただきまして一言ご挨拶をお願いいたします。

○渋谷会長

渋谷でございます。ただいま選任いただきまして本当にありがとうございます。私はあまり詳しいわけではなく、むしろ皆様方のほうがかなり専門的な知識をお持ちだと思っております。いろいろ勉強しながら進めてまいりたいと思います。廃棄物となっていますけれども、廃棄物の中にレアメタルがかなり入っているとか、廃棄物というよりは資源だと思っております。この、ごみにしない、ごみではなく資源として活用していくというのが今後の方向と思っております。審議会につきましては、円滑な審議の進行についてご協力を賜ればと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○松田資源循環係長

ありがとうございました。次に、花巻市廃棄物減量等推進審議会条例第4条第2項の規定により、会長に事故があるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとされておりますので、渋谷会長に委員をご指名いただきます。

○渋谷会長

誠に僭越ではありますが、小原得幸委員様にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか？

○小原委員

よろしくをお願いいたします。

②第3次花巻市一般廃棄物処理基本計画（素案）について

○松田資源循環係長

それでは、次第4の議事に入ります。花巻市廃棄物減量等推進審議会条例第4条第2項の規定により、会長が議長となることとされておりますので、渋谷会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○渋谷会長

それでは早速、次第により議事を進めてまいりたいと思います。第3次花巻市一般廃棄物処理基本計画素案について、章ごとに事務局からご説明いただきたいと思えます。まず初めに第1章の計画の基本的事項並びに第2章も合わせて、地域の概況からご説明をお願いいたします。

○雪下生活環境課長

生活環境課雪下と申します。どうぞよろしくお願いいたします。第3次花巻市一般廃棄物処理基本計画素案の第1章及び第2章のご説明に入る前に、お詫びがございます。お渡ししている素案につきまして、誤字等が散見されます。当課におきまして確認が不足しており、大変ご迷惑をおかけし申し訳ございません。本日、正誤表をお配りしておりますので併せてご確認ください。今後、内容を精査し、最終案の作成を進めて

まいります。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、第1章、計画の基本的事項からご説明いたします。1ページをご覧ください。計画策定の目的と背景についてご説明いたします。本計画は、前計画である第2次一般廃棄物ごみ処理基本計画が令和8年3月末で目標年度を迎えることから、社会情勢の変化や国・県の制度改正を踏まえ、次期一般廃棄物処理基本計画を策定するものです。また、本計画では、食品ロス削減推進法に基づき食品ロス削減推進計画を新たに策定するほか、前計画では別冊として策定しておりました、一般廃棄物し尿処理基本計画を本計画に統合し、包括的な施策の実行を目指す構成としております。次に2ページをお開きください。本計画は、廃棄物処理法第6条に基づき策定するもので、市の一般廃棄物処理の基本方針となります。計画と策定に際しましては、第2次花巻市まちづくり総合計画、第3次花巻市環境基本計画など市の上位計画や、国の第5次循環型社会形成推進基本計画、県の第4次循環型社会形成推進計画、岩手中部広域行政組合のごみ処理基本計画等と整合を図ります。次に4ページをお開きください。本計画の対象とする廃棄物は、市内で発生する一般廃棄物のうち、ごみと生活排水とします。本計画は、令和8年度から10年間の計画とし、令和12年度に中間見直しを行います。また、食品ロス削減計画は令和8年度から令和12年度までの5年間の計画とし、ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画と併せて、令和12年度に見直しを実施することといたします。次に6ページをお開きください。ここでは、持続確認は開発目標、いわゆるSDGsとの関係、7ページから9ページでは、国・県・岩手中部広域行政組合における廃棄物・リサイクルに関連する計画について記載してございます。続きまして、10ページから第2章、地域の概況として本市の特性や気象条件について記載しております。12ページをご覧ください。社会環境について掲載しております。人口と世帯数については、令和2年度以降、人口減少が続いておりますが世帯数は増加しております。17ページをお開きください。産業別人口につきまして、令和2年度の産業別の就業構成を見ますと、第3次産業が61.8%となっており、平成17年度から4.8%増加しております。15ページをお開きください。当市の観光客入込数の推移を記載しております。当市はたくさんの観光客が訪れており、コロナ禍と言われた令和2年度から令和3年度にかけては観光客が減少したものの、令和6年度で約209万人の訪れており、観光費込客数は回復していることがうかがえます。

以上が、第1章及び第2章のご説明でございます。

○渋谷会長

説明ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に関しまして委員の皆様方からご質問、ご意見をいただきたいと思ひます。どなたからでも結構ですので意見がありましたらお願いいたします。

○小原委員

1ページを拝見しますと、第1節計画策定の目的と背景というところで、県の第四

次岩手県循環型社会形成推進計画というところ、そこには令和〇年〇月〇日とあります。これは当然決まっていないから黄色くなってると思いますけれども、県のホームページを拝見しますと、素案が現在では最終案となっております、昨年12月にパブリックコメントをしたうえで県議会に諮るということになっておりましたけれども、これは、いつ頃の年月日が入る予定なのか、もしお分かりでしたら教えていただきたいと思います。

○渋谷会長

私のほうからいいですか。明日から県議会が始まり、それに諮りまして議会で承認が得られたら3月目途で公表されるというふうに伺っております。ですから、多分、令和8年3月と記載されるだろうと思います。他にはいかがでしょうか？

私の方からよろしいでしょうか。1ページに3R+リニューアブルという言葉や、サーキュラーエコノミー、ウェルビーイングなど横文字が結構ありまして、これだけでは分かりにくいので、市民の方がわかりにくい用語、新しく出てきたものは用語集に書いておいていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○松田資源循環係長

承知しました。

○渋谷会長

それでは第1章、第2章についてはよろしいでしょうか？続きまして第3章のごみ処理基本計画についてご説明をお願いいたします。

○雪下生活環境課長

第3章ごみ処理基本計画についてご説明いたします。17ページをお開きください。現状と課題です。当市の家庭から排出される、家庭系ごみの分別区分と排出方法について表にまとめております。燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみの一部をステーション回収しており、市が市内の一般廃棄物収集運搬業者、許可業者とありますが、収集を委託する形で回収しております。なお、一辺が60センチを超えるものは粗大ごみとして分類し、直接、処理施設にお持ちいただくか、許可業者に収集をしていただくこととなります。18ページをお開きください。市内の事業所、商店や飲食店等から排出されるごみ、事業系ごみは、各事業者においてごみ処理施設に直接お持ち込みいただくか、許可業者に収集をお願いしていただくこととなります。次に、ごみ処理の流れについてご説明いたします。19ページをご覧ください。花巻市内で発生した燃やせるごみは、北上市に所在しています岩手中部クリーンセンターで焼却処理を行い、処理過程で発生した焼却灰、主灰とありますが、それらや金属類等残さ物は民間業者に引き渡し再生利用されています。燃やせないごみについては、花巻市矢沢の花巻市清掃センターで破砕するなど中間処理を行い、鉄やアルミなど選別した金属量は民間業者に引き渡し再生利用されています。市がステーション回収している資源ごみは花巻市清掃センターに運ばれ、圧縮等の中間処理を行った後、民間業者に引き渡し再生

利用されています。次に、20 ページをお開きください。市内で発生した家庭系ごみ、事業系ごみ及び資源集団回収された資源ごみの総排出量は、令和 6 年度に 28,414 トンで、平成 27 年度と比較して、18.6%の減とになっております。21 ページと 22 ページには、家庭系ごみと事業系ごみ、それぞれの排出量について平成 27 年度からの推移を掲載しております。まず、家庭系ごみの排出量ですが、令和元年度から令和 2 年度にかけて増加しているものの、おおよそ減少傾向で推移しております。家庭系ごみの内訳は、燃やせるごみが 86.7%であり、粗大ごみを含めた燃やせないごみが 5.4%、資源ごみは 7.9%であり、家庭系ごみのほとんどが燃やせるごみとなっております。22 ページをお開きください。事業系ごみの排出量については、平成 27 年度以降減少しておりましたが、令和 3 年度からは、ほぼ横ばい状態です。事業系ごみの組成についても、おおむね燃やせるごみとなっています。次に、ごみの処理量と処分量についてご説明いたします。23 ページをご覧ください。岩手中部クリーンセンターにおける焼却処理量は、正誤表を 1 ページをご覧ください。令和 3 年度以降は徐々に減少していません。残さ率は 3%から 4%前後で推移しております。素案 23 ページにお戻りください。花巻市清掃センターにおいて破砕処理されているごみの量は、令和 2 年度に増加したものの、以降は減少傾向にあります。24 ページをお開きください。資源化量につきましては、平成 28 年度以降令和 5 年度までは減少傾向で推移してきておりますが、令和 6 年度は増加しております。最終処分量は、平成 27 年度から岩手中部クリーンセンターにおいて、発生した焼却残さ物を積極的にリサイクルしていることで、最終処分場に埋め立てる量が大幅に減少しております。次に 26 ページをお開きください。ごみ処理事業に要する経費についてご説明いたします。こちらは正誤表の 2 ページをご覧ください。令和 5 年度のごみ処理事業経費は、約 4 億 2,642 万円、人口で割り返した経費は市民 1 人当たり約 4,713 円となっております。こちらは、全国類似市町村や岩手県内全市町村と比較しても非常に安価な経費となっております。次に 31 ページをお開きください。全計画の達成状況についてご説明いたします。平成 27 年度に作成しました、第 2 次一般廃棄物ごみ処理基本計画では、令和 7 年度を目標年度として、ごみ総排出量、1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量、事業系ごみ総排出量、家庭系ごみのリサイクル率、最終処分率の 5 項目を目標に定めておりました。これらの数値目標を令和 5 年度及び令和 6 年度の実績と比較いたしましたところ、1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量と最終処分率については目標を達成いたしました。一方で、事業系ごみの総排出量は目標を達成できておらず、それに伴いましてごみ総排出量も目標を達成することができませんでした。また、家庭系ごみのリサイクル率においても目標を達成できておりません。32 ページからは、前計画の施策の取組状況を記載しております。設定した施策については、概ね取り組んできたところでございます。続きまして、32 ページをお開きください。昨年度、令和 6 年度ですけれども、市民と児童生徒にごみに関するアンケート調査を実施しました。調査結果を見ますと、ごみの排出状況

では、分別意識が高くなっており、また、店頭回収の活用が大幅に増えておりました。一方で、菓子箱やティッシュの箱など本来は紙類として排出するものが、燃やせるごみとして排出されている割合が高くなっておりました。それでも、ごみの減量やリサイクル等の取り組みについての関心は高く、個々でごみの減量化などに取り組まれているようでした。38 ページをお開きください。ごみに関する施策については、多くの皆さんに収集・処理についてご満足をいただいているとの結果でございました。家庭系ごみの有料化については、ごみの発生抑制につながることをメリットとして捉えている一方で、不法投棄や違法な処理・処分が増加するのではないかとの意見も多くありました。次に 39 ページをご覧ください。ごみ処理の課題についてご説明いたします。ごみ処理については大きく 4 点の課題がございます。1 点目、ごみ排出状況に関する課題でございます。本市のごみ総排出量は、令和 3 年度以降減少傾向にあるものの、事業系ごみの量が令和 3 年以降、ほぼ横ばいで推移していることから、前計画の目標を達成できておりません。その要因の一つとして、本市の温泉宿泊施設に多くの観光客をお迎えすることで経済効果を含め大きなメリットがある一方で、宿泊された観光客におけるごみの排出が、分別が十分ではないと推量されますことから、今後、実態の調査を行うなど現状を把握する必要があると考えております。2 点目は、減量化・資源化に関する課題でございます。昨年度実施しました市民・児童生徒のアンケート調査における、実際にどのようにごみを分別しているのかという調査では、紙類のうち、菓子箱やティッシュの箱などを燃やせるごみとして排出していると回答した方が 5 割を超えており、紙類のリサイクルに関する理解や取組が十分に浸透していないようでした。40 ページをお開きください。リサイクルの推進については、前計画における家庭系ごみのリサイクル率の数値目標は未達成の状況ですが、市民・児童生徒のアンケート調査結果によりますと、資源ごみの排出において店頭回収を利用している比率が前計画時のアンケート調査と比較して大幅に増加しておりました。食品トレイ、空き缶やダンボールなど店頭回収している品目に関するリサイクル意識は一定程度浸透しているものと考えられます。3 点目は、ごみの収集・運搬に関する課題でございます。アパート等が多い地区の集積所では、ごみ出しのマナーやルールが守られず、大変ご苦労されているとのご意見をお聞きしております。集積所は地域の皆さんが協力し合い、管理運営されているところですが、効率的で安全な収集・運搬に関わることから、市として適正管理について啓発を図る必要があるものと考えております。また、危険物、特にリチウム蓄電池の混入による事故について、全国のごみ処理施設でも火災爆発事故が相次いで発生しております。当市においても、ごみ処理施設での事故はもとより、収集・運搬中の事故も防ぐために、分別の徹底と適正排出について周知徹底を継続する必要があります。41 ページをご覧ください。4 点目は処理・処分に関する課題です。岩手中部広域圏では、遠野市、西和賀町が指定ごみ袋で排出をしており、北上市ではごみ処理手数料を上乗せした有料指定ごみ袋での排出

を行っています。家庭系ごみの減量を推進するための一つの方策として、ごみの有料化について調査・検討が必要と考えておりますが、市民・児童生徒のアンケート調査結果では実施について様々な意見が寄せられておりますことから、慎重に検討してまいりたいと考えております。また、不法投棄の防止に関しましては、不法投棄防止を呼びかける看板や監視カメラの設置、不法投棄監視員のパトロール活動の成果として、大規模な不法投棄は確認されていませんが、完全に不法投棄をなくすことは難しいため、今後も県や警察と連携しながら、未然防止に向けた施策を継続する必要があります。次に、ごみ処理量の予測についてご説明いたします。42 ページをご覧ください。ごみ処理量の予測は、平成 28 年度から令和 6 年度の実績を用い予測しました。44 ページをお開きください。ごみ総排出量は、平成 28 年度以降減少傾向が続いており、令和 17 年度には令和 6 年度と比較して 3,550 トン、約 12.5%減少する予測となっております。46 ページをお開きください。焼却処理量及び破碎処理量の予測結果について記載しております。焼却処理量はごみ総排出量と同様に減少傾向を示しており、令和 6 年度から令和 17 年度にかけて 1,203 トン、約 10.4%の減少が予測されております。一方で、破碎処理量についても減少傾向が予測されておりますが、令和 17 年度時点で令和 6 年度と比較すると 59 トン、約 6%の減少にとどまり、ごみ総排出量の減少予測に比べると減少幅は小さくなっております。47 ページをご覧ください。資源化量についても減少傾向が続くと予測されており、令和 17 年度には令和 6 年度と比較し 1,285 トン、約 21.2%減少する見込みです。最終処分量につきましては、わずかに減少する傾向で予測されております。続きまして、48 ページをお開きください。ごみ処理基本計画についてご説明いたします。本計画では、以下の 4 点を基本方針として設定しました。基本方針 1、ごみの発生抑制・再使用策の推進、資源回収の推進です。リデュース、リユース、リサイクルの 3R の推進に取り組めます。基本方針 2、通報発信、環境美化に向け、市民啓発を推進していきます。基本方針 3、収集運搬計画については、正誤表をご覧ください。収集運搬計画については、分別区分と排出方法、収集運搬体制を見直すとともに、環境負荷の少ない収集運搬を推進します。素案に戻ります。基本方針 4、中間処理と最終処分計画は、最終処分状況を踏まえ、ごみの減容化等による最終処分量の削減を目指します。次に 50 ページをお開きください。本計画の数値目標は表 3-14 のとおり、5 点設定いたしました。ごみ総排出量、令和 17 年度に 23,529 トン、現状より約 17.2%減、1 人 1 日当たり家庭系ごみの排出量、令和 17 年度 458 グラム、現状 496 グラムから約 7.7%減、事業系ごみ総排出量、令和 17 年度 8,875 トン、現状より約 15%減、再生利用率、令和 17 年度 19.4%以上、国の指標に合わせた算定です。最終処分率、令和 17 年度、3.8%以下。なお、前計画では、家庭系ごみのリサイクル率を数値目標に設定していましたが、国が指標としている出口側の循環利用率に合わせ、本計画においても、再生利用率、総資源化量÷ごみ総排出量を新たな目標としました。続きまして 52 ページをご覧ください。本計画の数値目標を達成するた

め、4つの基本方針ごとに施策を実施してまいります。各施策の取組内容について53ページからご説明いたします。基本方針1では、5つの施策ごとに取組を行います。施策1では、ごみの発生を抑制する活動の推進として家庭での生ごみ3きり運動の促進、マイバッグやマイかご、マイボトルの普及促進、事業所においては排出者責任を徹底し、排出抑制にご協力をいただきます。54ページをお開きください。施策2としては、再使用及び再生利用を促進するため、家庭で使わなくなった製品を廃棄以外の選択肢を活用できる環境の整備を検討します。55ページをご覧ください。施策3では、市民が進めるリサイクルとして、分別の徹底を図るため分かりやすい分別方法の周知に努めます。また、資源集団回収運動の支援を継続します。56ページをお開きください。施策4では、事業者が進めるリサイクルとして店頭回収の推進や、関係団体等と連携・協力したリサイクルを推進します。施策5、行政が進めるリサイクルでは、これまでの資源物の分別回収を継続するほか、紙類や製品プラスチックなど新たな品目の回収方法を検討します。次に58ページをお開きください。基本方針7、情報発信や環境美化について3つの施策に取組みます。施策6では、環境教育による意識改革を推進します。具体的には、これまで小学4年生を対象に行っていた出前授業を中高生に拡大することを検討し、地域の方を対象とした出前講座へとつなげることで各世代の循環社会の意識向上を図ります。59ページをご覧ください。施策7では、ごみの減量化、リサイクルに関する情報発信を強化します。ごみ収集分別表と家庭ごみ収集カレンダーの配布を継続するとともに、分別アプリを導入し外国人や若年層に対して分別ルール理解と啓発を強化します。また、事業系ごみの適正排出に関しては、ごみの減量化によるメリットを周知し、事業者自身による減量化の取組を促進します。60ページをお開きください。施策8では、適正処理のため市民、地域、事業者等と連携・協働し、地域全体で環境美化に取り組むため、市民総参加早朝一斉清掃を継続して実施いたします。次に61ページをご覧ください。基本方針3、収集運搬計画では効果的なごみの収集など2つの施策に取組みます。施策9では、効果的なごみ収集・運搬を実現するため分別区分と排出方法的を適宜見直すとともに、自治会等と連携・協力し、ごみ集積所の適正利用を促します。また、一般廃棄物処理業者には、収集作業時の安全や衛生への配慮に加え、法令を遵守し、適正な廃棄物処理に努めるよう指導してまいります。続きまして63ページをご覧ください。基本方針4、中間処理・最終処分計画では2つの施策に取組みます。施策10では、安全かつ適正なごみ処理を確保するため、各施設の適切な運転管理を実施し、安定したごみ処理の継続に努めます。なお、燃やせないごみの処理については、岩手中部広域行政組合及び構成市町が共同して整備する広域不燃ごみ処理施設が令和13年度の稼働開始を目標しております。広域処理が開始されるまでの間、市の粗大ごみ処理施設については適正な維持管理を継続いたします。64ページをお開きください。ごみの減量化・資源化の推進による最終処分量の削減に努め、最終処分量の削減に努めます。また、岩手中部広域行政組合が

一括管理する最終処分場の設置に向けた協議を進めます。

以上が、ごみ処理基本計画についてのご説明でございます。

○渋谷会長

ご説明ありがとうございました。本体に当たる部分なのでかなり分量が多くなっています。まず第1節、17ページから41ページまでの処理の現状と課題のところ、今までの取組などをまとめていただいて、最後に課題が書かれています。この部分についてご意見、ご質問等いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○松村委員

もし分かったら教えていただきたいんですが、41ページの課題7、ごみ有料化の検討ということで、私は他の市町村に住んでるんですけども、確かに北上市に住んでる方は、高い高いと言いながらごみ袋を買って捨てているという現状がある中で、不法投棄ですね。もし、ごみ有料化にしたときに不法投棄がすごく大きな課題になると思うんですが、不法投棄なので量が多い少ないっていうのは相対的にしか見れないと思うんですが、北上市は花巻市と比べて不法投棄が多いという情報があるのかどうか分かったら知りたいです。私の店の駐車場でもパソコンやテレビが捨てられたり、不法投棄がたまにあるものですから、店というか市全体で事業者も一緒に取組むというところでは、不法投棄問題も大事ななと思ったので、情報としてあれば教えていただきたいと思います。

○渋谷会長

市の方でわかりますか。

○松田資源循環係長

北上市の不法投棄の量ですが、申し訳ありません把握しておりませんので、後ほど確認して花巻市との量の違い等もお示ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○渋谷会長

具体的な量はわかりませんが、私は北上市の有料袋選定の委員になっています。有料化に伴って不法投棄が一時的に増えるということもあるんですけども、北上市も多分、導入した直後は多少増えたかもしれませんが、それに対する対策もきちっとやっていたようなので、現状としてはそんなに増えてないと思います。一時的には増えるんですけども、どこでやってもそういう傾向があると言われてます。なお、ごみの有料化に関して、県内だけ見ると北上市しかやっていないんです。全国的に見ると6割の市町村がやっているんです。実は岩手県はワーストワンなんです。有料化が進んでない、取組んでいる市町村が1か所しかない。他の県では、全部の市町村がやっているところもある。ばらつきがあるんですけども、小さな市町村ほど割合が高く、取組をするということもあるんだろうと思います。ただ、花巻の場合は広大な面積があるということがあって、先ほどおっしゃったような問題が起こる可能性があるんで

すけれども、ごみの予測値を見てもほとんど減らないです。ごみの有料化によってかなり効果的に減るっていうこともあって、思い切って削減をするためには、そういった対策を講じないと、今までのことを続けていっても、多分減らないと思います。後でまた、対策とか出てくると思うんですけど、全国的な状況をよく見ながら考えないと、内の状況だけ見るとちょっと遅れを取るっていうか、そういうことになると思います。7割は行ってないんですけど他の市町村はそういうことをやっている。やり方はいろいろあるんですよね。負担を高くならないようにやるやり方も、全国的には導入されているので、そういった意味でいろんな勉強をする必要があるかなと思います。

○小原委員

いまの会長のお話もございましたけれども、岩手県は北上市だけということですね。私もネットで見えてきたんですが、全国で47位、最下位ということですね、1地域のみ。東北6県でみますと、青森県が50%、秋田県が64%、宮城県が34%、山形県が85%、福島県が47%ということですね。東北6県の中でも一番最下位でございます。ちなみに、100%というところが鳥取、島根、佐賀が100%、あとは90%から80%というところが多くて、全国的に平均すると岩手県が足を引っ張って66%というふうな感じでございます。北上では有料化は平成20年から導入してるんですけども、先ほどありました花巻市民のアンケートの中で、有料化にする場合のメリット・デメリットと言うと、必ずデメリットに不法投棄が増えるとか、経済負担がのしかかって大変だとかいう意見があります。ただ、ごみの減量がなぜ必要かという、当然、ごみの処理には経費が掛かるんですよね。その経費や掛かるものを、アンケートでは、税金を払っているんだから税金でやればいいんじゃないか、わざわざごみ袋を有料化しなくてもいいんじゃないかとかいう話も出てくるわけですけども、相対に考えてやはり費用などの公平感を誘うには、あくまでもごみの排出量に応じた費用負担等が必要になってくるんじゃないかなと思うわけです。ちなみに、北上市での有料のごみ袋ってというのが、花巻市で使っている一番大きい袋が北上で一番小さい袋の値段なんですよ、1枚15円というのは、40リットルと10リットルの差はありますけれども。それだけ、逆に言うと排出量に比例した施策というのが花巻市の場合にはできていないのではないかなと思います。

○渋谷会長

ありがとうございます。先ほど、公平性という話がありました。税金で払ってるんだからいいんじゃないかという話があったんですけども、たくさん出す人こそ、そう言うんです。要するに公平性というのは、たくさん出す人はたくさん負担しなさいということなんです。少量しか出さない人は負担が小さくて、たくさん出す人からちゃん取るという、そういう意味の公平性なんです。それが今、担保されていないということがあって、たくさん出す人も、ちょっとしか出さない人も同じ税金の中でやるのは不公平だということと、ごみを燃やすことに税金を使うということ自体、もっ

と他の所に回したほうがいいに決まってるんですよ。全体を考えると福祉とか学校とかそういったところにも回すべきお金かもしれない、という考え方をしている。それが全国的な流れとしての方向であって有料化が進んでいるという状況があるんですね。その辺を市民に理解していただくような方策をとっていくということが、研究とかね、必要なのかなと思っているところです。

1節に関して何かありますか。

○高橋委員

意見なんですけども、39ページに減量化・資源化に関する課題の中で、古紙の部分で、菓子箱、ティッシュ箱、包装紙等が回収に回らずに捨てられるてるというような表記がありますけども、私どもは製紙メーカーさんと紙を集める分野で構成している古紙再生促進センターという団体があるんですが、そこでも年々古紙の量が減っていますので、雑紙の掘り起こしをしようということで取組んでいるところです。ですから団体としても広報といいますかホームページを使って、雑紙の回収に関する部分のPR活動もしているところですけども、そういったものを利用して市民の皆さんに、古紙はごみに捨てずにリサイクルというような広報活動をしていただけるとありがたいなと思います。

○渋谷会長

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか？

○清水委員

これから取り組む内容を決める前に、やはり前計画で出来なかった部分、32ページから取組状況があるんですけども、ほとんど取り組んでいただいて良かったなということで○ということになってますが、△というところあるんですよ。さらに×というものもあるんですけども。ちょっとその△というのは、どの部分が未実施だったのかな、というところを教えてもらえればなと思います。

○松田資源循環係長

それでは32ページ、施策の取組み状況についてでございます。施策1①の効果的な情報提供については、進捗状況が△になります。これにつきましては、高齢者向けパンフレットによる広報活動情報提供、こちらは未実施でございました。もう一点の△は34ページになります。施策4、リサイクルの推進の④、生ごみ等のリサイクルの推進、こちらも△になっております。これにつきましては地域ぐるみでの生ごみ共同処理モデル事業の検討という部分が未実施でございます。花巻市の一部地域、大迫地域については生ごみを回収し、たい肥化をするという事業を行っているところではございますけれども、その範囲を広げられなかったという部分はございます。また、もう1点、剪定枝等の資源化、再利用の方策の検討という部分の取組ができておりませんでした。35ページ施策5、適正な収集・運搬の④、人口減少・高齢化への対応というところで、高齢世帯や障がい者、要介護者世帯を対象とした収集のあり方の検討であ

ったり、医療廃棄物の適正な収集のあり方の検討というところが進んでいなかったものでございます。

○清水委員

できなかったという部分は分かりました。その中で一つ、34ページの剪定枝の関係で、これについては例えば高速道での枝の処理とか、あと身近で言えばりんごやぶどうの剪定枝の資源化とかいうところは取組まれているはずなんです、実際は。さらには富士大のほうのバイオマス。これについても、家庭から出る木の枝を燃やすという話を聞いたことがあるんですけども、それらについては、いくらかでも取組がなされているのかなと思っているので、それらについてももう少し、市民の方にこのような形で再利用できていますというようなPRをすればいい部分かなと思いました。

○渋谷会長

他にご質問等ありますか。

○五内川委員

39ページの課題1の事業系ごみの減量・リサイクルという中で、温泉宿泊施設を利用する際、様々なごみが分別されずに排出されていると考えられるというふうに書かれています。温泉郷廃棄物処理組合は、市内にある宿泊施設が組合会員となりまして、民間業者にごみの収集を委託しております。各施設においては、分別したごみ、それを収集していただいて、それをさらに民間業者が適正かどうかさらに分別して処理をしております。確かに宿泊のお客が増えればごみの量が増える、また駐車場とかに不法な投棄物、ごみが多々見られます。それも各事業者がそれぞれ分別して業者に収集していただいているという現状をまず報告いたします。また、1事業者、宿泊施設の者としてお話をさせていただきますが、リサイクルというなかで、食品リサイクル法に基づいて適正にやらなければいけないという、企業の責任で行っておりますし、その報告を年に1回、国に提出しなければならないというなかで取組んでいるということをご報告させていただきます。

○渋谷会長

他にはいかがでしょうか。

○小原委員

24ページなんですけれども、資源化量のほうで令和6年度では増加していますということになってました。そこに、資源化量の約3割は資源集団回収が占めていますと伺っております。そうすると7割という数字のなかに、いわゆるスーパー等での店頭回収ボックスに廃棄されたものはこの7割のほうに含まれているのでしょうか。

○松田資源循環係長

ここで言う資源化量につきましては、あくまで花巻市が行政収集を行っている資源物の数量となっております。店頭回収については数量が把握できておらず、このグラフの中には入っていないものでございます。

○小原委員

分かりました。続きまして 26 ページなんですけど、ごみ処理事業に要する経費が 4 億 2 千万円ということなんですけれども、令和 7 年度の花巻市の歳出の中で衛生費に確か 30 億円くらいが計上になっていたと思うんですけど、衛生費の 30 億円の中のごみ処理事業がわずかこの 4 億 2 千万円で済んでいるのでしょうか。4 億 2 千万円という費用のなかには、例えば中部クリーンセンターにお支払いしている、負担されている費用はどのくらい含まれているのでしょうか。

○松田資源循環係長

燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみの収集から処理をして業者さんに引き渡すまでの金額についてこちらに記載しております。その中で、岩手中部広域行政組合に燃やせるごみの負担金、処理を委託している代金としてお支払いをしている金額については後ほど確認させていただきます。

○小原委員

なぜ、それをお伺いしたかということ、花巻市は北上市より人口が少ないんですけども、排出するごみの量、クリーンセンターに持ち込むごみの量が、人口が少ない花巻市のほうが人口が多い北上市よりも多いんだそうです。クリーンセンターの維持費、運営費の、北上市、花巻市、西和賀町等の割合のなかで花巻市は 48%、北上は 35%。こういうところで考えなきゃならない部分もあるのかな、ごみの減量という意味です。そういうことでお聞きしたところでした。

○渋谷会長

他にいかがでしょう。

○小原委員

34 ページ、施策 4 としてリサイクルの推進とございます。家庭系ごみのリサイクルの推進というところに進捗状況が○となっておりますけれども、31 ページの表 3-12 というところで、リサイクル率家庭系ごみが令和 5 年度、令和 6 年度共に未達成となっているんですけど、施策としては何が不足だったのでしょうか。ここでは進捗状況が○になってますけど、未達成の理由、現状等あるのでしょうか。お聞きしたいんですが。

○松田資源循環係長

家庭系ごみのリサイクルの推進については、全計画のなかで取組として掲げていた施策については取組んでいたところなんですけれども、家庭系ごみのリサイクル率の目標達成とならなかったというところなんです。原因といたしましては、これだっていうのはすぐには浮かばないところではありますけれども、資源集団回収、地域の方々に取り組んでいただいている資源集団回収の量が年々減っているというところも一つの要因かなと思っております。

○今野委員

34 ページの、生ごみ等のリサイクルの推進のところでお聞きしたいところがございます。実際、生ごみをコンポスト化するといった場合、もちろん可燃ごみの減量というところに関しては処理量が減ってくるのは明確かと思うんですが、当組合の方からしてみますと気になるところがございまして、生ごみを別に回収するとなった場合、やはり回収する曜日がまた増える、それが週に1回なのか2回になるのかで当組合で行っている委託業務の配車状況であったり、人員。いまどうしても人がなかなか見つからなくて皆さん困ってる面もあるかと思うんですけれども、週にまた何回か委託業務が増える、そしてそれを持っていく先の選定がどのように計画されてるか、もし教えていただければなと思うんですけれども、お願いします。

○松田資源循環係長

申し訳ありません。手元に資料がないので、また後ほど回答させていただきます。

○小原委員

39 ページ、9 番ごみ処理の課題っていうところなんです、(2) の減量化・資源化に関する課題というところで、先ほど話題に出ました雑紙に関すること、菓子箱、ティッシュの箱、包装紙等ですね。この雑紙の問題が出ています。それから次に、55 ページ。施策の3で市民が進めるリサイクルの取組2として、紙類の中でも分別・リサイクルが十分に進んでいない雑紙の回収率向上と謳われております。そのための行動としては、市民に動機づけるための啓発活動を行うとあり、市民が雑紙を排出しやすい仕組みづくりを検討すると書いてありまして、表では、②令和8年から令和10年まで3年間、検討となっているんですが、だいたいどんなことを検討するというのを考えておられるのかお聞きします。

○松田資源循環係長

雑紙の回収につきましては、先ほど生ごみの回収のときにも触れていただきましたけれども、燃やせるごみの中に含まれている雑紙の量が多いのではないかとということと、高橋委員さんの方からお話がありましたけれども、その雑紙のリサイクルが進んでいないことで掘り起こしが必要だというお話をいただいておりますので、例えば行政が収集する、市民の皆様からお話があるのが雑紙をリサイクルするために持ち込む場所がわからない、もしくはそのタイミングがない、地域の資源集団回収が自分の地域では行っていない、雑紙を回収していないという声がよく聞かれます。それでもやはり雑紙のリサイクルは進めていかなければいけない問題だと考えておりますので、例えば行政が収集をする、もしくは拠点を設置して、そこに持ってきてもらうということが必要になってくるのではないかとこの部分を検討させていただきます。ただ、行政の力だけでは、この部分というのは取り組みができないものになっておりますので、収集をされている業者の皆さんや、店頭回収をされている店舗の皆さま方とお話をしていきながら、こういった取組みが有効なのか、こういった取組みができるのかというところを検討してまいりたいと考えております。

○小原委員

57 ページ、行政が進めるリサイクルの取組3というところで、紙類等の拠点回収、行政収集の検討と載ってますので、今のお答えのとおりだと思うんですが、私の町内も高齢化が進んでおりまして、資源集団回収が思うようにできない状態でございまして、今、皆さんには店頭回収に持ち込んでいただくようにと推進しているところですけど、その際に、住民の方からお話があるのは、雑紙を収納する紙袋のようなものを用意できないのだろうか。要は、燃やせるものは赤いふくろ、燃やせないものは青い袋、資源ごみは緑の袋となっていますけど、雑紙を入れるための何か紙袋みたいなものを作っただけだと、分別をしてそれだけを取っておくという動機づけになるうかと。今は新聞を入れる紙袋を利用して雑紙をそれにストックしているということなんですね。新聞を入れる袋も枚数をいっぱいくれるわけではありません。市のコメントの中には、デパートなどの買い物袋とのコメントもどこかにあったんですが、花巻はデパートもありませんし、そういった袋が無いもんですから、分別、排出しやすい仕組みづくりというのを考えた場合には、雑紙を収納する紙袋なども用意していただいてはどうかと思った次第です。それから、57 ページの行政に検討してもらう場合には、燃やせるごみの日の月に2回程度を雑紙の収集日にする。要するに収集日のなかに雑紙っていう項目を設けられたらよろしいんじゃないかなと思ってます。その他プラスチックの収集日にペットボトルも収集しておりますので、燃やせるごみの日に雑紙っている収集日をはっきり明示しておけば、燃やせるごみの袋に雑紙を入れて捨てるということはしないんじゃないかなと思うんですけど。その辺もご検討いただければと思います。

○渋谷会長

ありがとうございます。私の方から総括じゃないんですけど、17 ページ見ていただきたいんですが、ごみの出し方。燃やせるごみの生ごみっていうのが先ほど議論されました。その隣に資源にならない紙って書いてあるんです。資源になる紙はどこかっていうと、資源ごみの中に入っていないんです。資源ごみではプラスチックから始まって、その他プラと書いてあって、紙類は資源ごみとは書いていないんです。これは市が集団収集とかに期待して、市で収集していないからなんです。だから市民は資源にならない紙以外の紙もみんな入れてしまうという状況が今起こっている。ということで、ご提案があったように、雑紙って言いますが、雑紙じゃないです。資源ごみなんです。資源になる紙という分類で行政で集めていくというのは今後の方向性としてご理解いただきたいと思います。そうすると、例えば21 ページ、家庭系ごみの内訳で、ほとんど燃やしているというのがわかると思います。資源ごみはちょっとで、ほとんどは別に燃やせるごみになってしまっているんですね。これは、市民の方が区別しても出しようがないっていう状況にあるということだと思います。22 ページは事業系のごみなんですけど、先ほど花巻温泉の方のお話がありましたけど、分析がどこ

までできるのか。ほとんど全部燃やしてしまっているという実態になってるんですね。温泉のごみがどのくらいかっていうのはわからないんですけど、他の事業体も全部ひっくるめて、実際はこうなってしまうという状況のようです。先ほど、花巻市から出るごみの量、焼却炉に行っている量が北上市よりも多いという話なんですけど、これはなぜかという、北上市は有料化されているので、たくさんごみを出すとごみの処理に個人のお金がいっぱいかかるわけです。だからごみを出さないように、資源ごみのほうにみんな回ってるんですよ。そして、最終的に燃さなきゃいけないごみを有料の袋に入れなければいけなくて、嵩んでくると自分の負担が増えるからしなくなってくる、ということになっていて、おそらく総量として北上市のごみを燃す量は減ってるんだろうと思っています。そのことによって、27 ページの他の市町村との比較で、花巻市はあまりお金が掛かっていないということが書いてあるんですけど、これは何かというと、分別しなければいけないものを分別しないで全部燃やしているから燃やす費用はかかるんだけど、分別とかそういったものに対する費用を、他の町は掛けているんだけど、花巻市は掛かっていないということの裏返しなんですよ。ですから、必ずしもごみ処理費が安いからいいだろうということではなく、全部資源になっていないという裏返しになってしまっている、ということかなと思います。あと、質問なんですけど、30 ページに最終処分場の概要が書いてあるんですけど、花巻市の一般処分場はあとどれくらい使えるかっていうのはわかりますか。

○松田資源循環係長

最終処分場の残余量はあと 10 年ほどになっております。

○渋谷会長

10 年経つと別のところに作らなければいけないということになるので、これが大変なことになるわけですよ。ですから、できるだけ最終処分量を減らしていかなければいけない。長く使う必要があるということも頭に入れなければいけないのかなと思います。今までいろんな方からご意見が出ていたのは、つまるところそんなところに行き着くのかなと。現状からいって様々な課題を、市のほうも出しているんですけど、そういったことが根っこに全部あるという認識を持っていただければかなと思います。

先に進みますが、2 節の予測、この辺についてはいかがですか。47 ページからですね、実は今まで通りやるとなかなか減らないというのがよくわかると思います。多分、人口が減るので相対的に減ってくるのは確かなんですね。これについては特にご質問はよろしいですか。

では次、第 3 節の本幹、基本的なところですよ。基本計画についてというところですよ。

○小原委員

50 ページの表 3-14 ごみ減量にかかる目標というところで、表の 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量、令和 17 年度の数値目標で 458 グラム、現状令和 6 年度 496 グラ

ムよりも 38 グラム、7.7%の減量を目指すと書いています。令和 6 年度で 496 グラムで、令和 17 年度というのは 10 年後ということなんでしょうけど、7.7%ということになっていますが、前のページの数値目標のところでは 1 日 1 人当たり家庭系ごみの排出量を見ますと、第六次岩手県廃棄物処理計画に基づき 5 年間で 3.8%の減量を目指すと書いてますが、これに則ってやるとすると、5 年で 3.8%なのに 10 年で 7.7%を目指すのはちょっと厳しいんじゃないかなと、つい思ってしまったんですが、いかがでしょうか？算出根拠をお願いします。

○松田資源循環係長

はい、それでは 49 ページ、数値目標の表 3-13 の目標の考え方というところ見ていただきたいんですけども、指標 1 の①、1 人 1 日当たりの家庭系ごみの排出量という部分になります。岩手県の計画の中では 5 年間で 3.8%の減量を目指すということで、花巻市としてはその倍の 10 年間ですので、カケル 2 の 7.7%としたところでございました。

○小原委員

その次の事業系ごみの総排出量のところは 15%減となっているんですが、こちらは根拠というか理由があるんでしょうか。

○松田資源循環係長

こちらにつきましても 49 ページ、表 3-13 指標 2 の① 1 人 1 日当たりの事業系ごみ排出量、こちら県計画の中では 5 年間で 3.7%の減量を目指していたところでございましたので、当市では 10 年間の計画ですのでカケル 2 の 15%としたところでございます。

○渋谷会長

ありがとうございます。何かご質問等ございますでしょうか？

○鎌田委員

私は婦人会なんですけども、これをずっと全部見て感じたのは、一番ごみを出して一般の人たちが、ごみの出し方をしっかり覚えてないと駄目だということがわかりました。収集の形もだいぶ変わってきてましたし、ごみを収集するという時点でもめんどくさいなと思うこともあって、それから数十年かかっていることだと思うんですけども、ようやく慣れてきて、やっぱりそういう慣れというのが必要になってくると思うので、少しずつ少しずつ。リサイクルについても、こういうごみがこういう資源になるんだよとか、古紙につきましても、この紙を収集すれば、こう新しくなるんだよということを知らないで、もうぱっぱと捨ててしまう。雑紙というのも、つい最近、集めているんだということが分かって、すごい恥ずかしい話なんですけれども。やっぱりそういうようなことを底辺から広く、幅広く皆さんに伝えていながら、小学校とか中学校、子ども達には出前学習とかしていただいているみたいですけども、各地区に行っても、出前講座みたいなのも市のほうからやってみませんか？と声掛けし

ていただいて、そうすれば、全員とはいかないかもしれないですけども、教えるには
すごくいい手だなと思いますので、それを一つ一つ検討していただきたいなど。自分
も今日この会に参加させていただいて、大変なことなんだなっていうのが分かったの
で、ありがとうございます。一步一步お願いしたいと思います。

○渋谷会長

ありがとうございます。そういう基本方針の細かいところだと思いますけど、その
辺で対応していただければと思います。

○伊藤委員

同じような感じなんですけども、花巻市のその資源回収に関してなんですけど、昔は
若い人たちが自分たちの持っている車で各地区の資源を回収してリサイクル場に持っ
ていっていただいていると思うんですが、今そういう若い人たち自体が日曜日でも仕事
なのでということで、なかなか資源回収をする人がいないんですね。回収するにしま
もトラックがない。そうすると、資源回収してもそんな大したお金にはならないし、
数量も減ってきてるので、トラックを借りる料金の方が高いというのも結構問題にな
ってきています。やっぱり資源回収を通じてというお話はあるんですけど、地元の人
たちとか、市民の人たちに寄り添った考えで先に進んでいかないと、こういう計画の
話だけしても、多分市民の人たちは賛同できないんじゃないかなと思うんです。そう
なったときに、結局スーパーに買い物に行ったときにお店の資源回収に置くしかない
という形になってきますし、アルミ缶とかスチール缶に関しては、お店で扱っていな
いところもありますので。市民の生活のレベルというか、もうちょっと市民の人たち
の話を聞いて進めていかないと、ただ計画しても何にもならないと思うんです。あ
とは、紙の分別とか、リサイクルしていきましょうというのも、だいぶ前に市役所の
人たちが各地区の公民館とかに来ていただいてビニール類とかペットボトルとか、住
民を集めて説明していただいた経緯があると思うんです。それでも若い人たちは
何となくわかるんですけど、年取った人たちとかは何言ってるか全然わかんないと。
分別はしたいけど、これは何？これは何？と分からないままって人が結構いらっしや
るんですよ。なので、紙を分別して、どういうふうに処理していくかというのを進め
るのであれば、同じように市民の人たちに丁寧に説明しないと、ただここで計画して
ても、意味ない気がするんです。なのでそこを進めていかないと、減量にはならな
いんじゃないかなと思います。

○渋谷会長

ありがとうございます。収集・運搬とか、どういうふうに市民の方にご理解いただ
いていくかという、その取り組みです。その充実を図る必要があるというような
ことをいくつか書いてはあるんですけど、これから具体的に動かすときに今のご意見
とかですね、参考にさせていただければと思います。

私の方から 48 ページなんですけど、基本方針 1 で 3 R とありまして、基本的なとこ

ろはこれでいいと思ってるんですけど、岩手中部広域行政組合は4Rをやってる。あと県の方は3Rとリニューアブルと新しいことが書いてあるんですよ。基本は3Rでいいと思うんですけど、中部広域さんにも協力しなければいけないということもあるので、そのリフューズとかの考え方も加えておいた方がいいかなと。指標とかはいらなと思うんですけど、考え方として他の団体さんと合わせなければいけないところがあると思いますので、そこはいるのかなという気がします。書き方はおまかせしますが、基本は3Rでいいと思うんですけどね。あと、基本方針の細かいところは、ただ今の委員の皆様方のご意見等を踏まえて、少し中を充実させていただければと思います。あと細かい話で62ページに、廃掃法という法律が出てくるんですけど、他は全部、廃棄物処理法になっていて、今はそういう使い方をしていないようなので直しとておいてください。全体として何かご意見ありますでしょうか？

○清水委員

それでは、さっきの雑紙の話なんですよ。やはり、個々の世帯なり個人が分別方法を知らないとならぬよというのが基本なんです。でするので、55ページに書いている分別啓発の②、分別徹底によるリサイクルの推進に啓発活動を行いますという表現はあるんですけども、もう少し具体的に、例えば各公衆衛生組合とかいろんな団体あると思うんだけど、それらの方々と連携とか、具体的なことをもう少し分かりやすく表現をしてもらった方がいいかなと思っております。我々、亀ヶ森コミュニティ会議でも、ここ2年、生活環境課の担当の方に来ていただいて、実際にごみを並べて、これはこのような形で分別ですよというものをを見せていただいてやっております。いずれ、実際にどのようにするんだ、ということが市民の人たちは思っているので、もう少し、特に雑紙について推進する必要があると思います。その次に57ページで気になるのは、わざわざ取組②に公共施設における資源化の推進と書いているんですけども、市役所はあくまで事業所なわけです。事業系ごみとして、当然やるべきことはやらなければならないということがあるので、なぜここに新規で出してきたのかなというのがわからなかったのを教えてください。次に④、ちょっと大きな課題だと思うんですよ、製品プラスチックの資源化は他の自治体もすでに取り組んでいるところもありますので。なぜ他の自治体が取組めて、花巻市が取組めないのかというのが私はわからないので教えて欲しいということもあるし、検討するのであれば、やはり検討は速やかにしていただいて、推進という方向に持っていくべきではないのかなというのが個人的な意見です。次に60ページ。取組のうち、いつもやっている市民総参加早朝一斉清掃、これを新規で出してきたというのは何か意味があるのかなと。要するに同じことをやりますと書いてあるのに新規と出してるのはなにか意味があるのかなということと、もう一つ、不法投棄の未然防止ですね、これが一番の問題なんですよ。どうしても減らないというのがありますので、これは一番最重点課題として捉えた場合に、もう少し何かこう具体的な施策をここに盛り込んでほしいなというふ

うに思いました。

○松田資源循環係長

まず、55ページの雑紙の分別の部分になります。具体的な取組、どういう取組をするのかという具体案については、ここに書けるだけ書き込みたいと思います。次に57ページ、施策5行政が進めるリサイクルの②公共施設における資源化の推進というところですが、市役所は皆さんの先に立って取組まなければいけないということでございます。これまでのページに、市民、事業者の皆さんにやってほしいことを書いてきておりました、それと併せて、市としてもこのような取組を進めてまいりますよということを書きたかったのでここに記載させていただいております。④の製品プラスチックの資源化については、国の方でこれを取組みなさいという話が出てきておりまして取組を進めている自治体もあるんですけれども、岩手中部広域圏の中では、まだ取組をしている自治体がありませんので、また、中部クリーンセンターの運営にも関わってくる部分であると考えておりますので、岩手中部広域圏の中でも、自治体の方といろいろ話をしながら検討したいと考えております。続いて60ページ、施策8、適正処理のための協働の①、一斉清掃の推進を新規で書き込んだところですが、前計画、第二次ごみ処理基本計画の施策の中に一斉清掃の推進という項目が入っておりませんでした。地域の皆さんにご協力いただいている部分ですので、改めて計画の中に書き込みたいと思ひまして、新規という形で記載をさせていただいております。取組②の不法投棄の未然防止につきましても、雑紙と同じように具体的にどのような取組が必要なのかというところは記載をしていきたいと思ひます。

○渋谷会長

ありがとうございました。あの、雑がみという言い方はやめた方がいいと思ひます。何かごみみたいな感じがする。何かいい名前があれば一番いいんですけどね。資源化できる紙とか、市民がこれはまだ何か使えるんだっていうことがわかる名称の方がいいかなという気がします。他にはいかがでしょうか？

○清水委員

さっきの継続で、一斉清掃は敢えて載せたいと、載せていただくのは構わないけども、新規と書くとあまりにも何か特別なものかなというように思うので、この表現の部分は削除していいんじゃないでしょうか。次、63ページよろしいでしょうか？取組①ですね、これから不燃ごみについては広域処理ということになってくると思うんですけども、花巻市と他の構成団体と違う点というのは何か出てきますか、収集の上で。

○松田資源循環係長

広域不燃ごみ処理施設の岩手中部広域圏、北上市、西和賀町、花巻市の2市1町で取組むことになるんですけども、分別の方法については岩手中部広域行政組合の方から統一をするということで話し合いが進んでおりました。それに従ひまして、どのような分別を市民に願ひするのか、どのような形で収集するのかというところは来

年度以降に業者さん、市民の皆さんにお話を伺いながら検討して進めていきたいと思っております。

○清水委員

そういうことであれば、収集の物が変わってくるということについては、明らかなようなので、その辺は取組んでいただいて、今後、協議しながら更に市民の方にお伝えしますというような形にした方がいいのかなと思いました。次に、災害廃棄物の関係です。マニュアルを令和4年3月に作成したということなんですけども、体制についても多分記載されているのかなと思ってはいましたが、そもそも公共施設を活用した仮置き場を検討しますというのを書いているんですけども、仮置き場についても何か列記していたような気がするんですけども、いかがでしたでしょうか？

○松田資源循環係長

マニュアルには仮置き場の候補地等は掲載しております。その中から具体的にいざとなったときに、どこを活用していくのかというところは改めて検討していく必要があるかなと考えております。優先順位とか、こういったものはこの仮置き場を使うとか。その仮置き場の使い方なども具体的なところは検討していかなければならないのかなと考えております。

○渋谷会長

ありがとうございました。多方面から見ていただきましてありがとうございました。他にはよろしいですか。

それでは次に第4章の食品ロス削減推進計画の方に移りたいと思います。計画の内容について事務局の方からご説明をお願いいたします。

○雪下生活環境課長

それでは食品ロス削減推進計画についてご説明いたします。66ページをお開きください。令和元年10月に、食品の削減を国民運動として位置づけ、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体の連携を図ることを目的に、食品ロス削減推進法が施行されました。第4章は食品ロス削減推進法に基づき計画します。66ページをご覧ください。食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品です。生活する上で必ず発生するごみですが、無くすことが可能なごみでもあります。日本における食品ロス量は、国民1人当たり換算すると約102グラム、お茶碗1杯のご飯を毎日捨てていることとなります。68ページをお開きください。市における食品ロス量については、岩手中部クリーンセンターにおいてごみの組成調査を実施し、ごみ質の変動をモニタリングしておりますので、この調査結果を参考にいたしました。野菜くずや食べ残し、調理くずなどのちゅう芥類にどれだけの食品ロスが混入しているかを判断することは難しいため、環境省が示す令和4年度市区町村食品ロス実態調査支援報告書による食品ロスの全国平均値の割合を当てはめて推定することとしました。これにより、本市における令和6年度の家系系ごみに対する食品ロス発生量は1,552トン、

1日1人当たり47.7グラムと推定されました。69ページをお開きください。事業系ごみにおける食品ロスについては、農林水産省が示す「令和4年度事業系食品ロス量」が事業系可燃ごみに占める割合で大枠を捉えるものとして、本市における令和6年度の事業系食品ロス発生量を2,227トンと推定しました。次に、食品ロス削減推進計画における基本方針をご説明いたします。70ページをご覧ください。本計画では、以下の3点を基本方針として設定しました。基本方針1では、食品ロス削減を目指し、市全体で取組が実践され定着するよう、普及啓発活動を推進します。基本方針2では、食品ロスを削減するための仕組みを構築し、フードドライブの実施など、若い世代から食を大切にする意識を醸成するため周知・啓発を行います。基本方針3、循環利用を推進し、資源を循環させる仕組み、取組を促進します。続きまして71ページをお開きください。食品ロスの削減目標についてご説明いたします。本計画において設定した削減目標は、国の目標では平成12年度と比べ、令和12年度において食品ロス量を半減させるとしておりますが、本計画は令和8年度から令和12年度までの計画であることから、令和8年度と比較し、令和12年度において6.7%の削減を目標とします。この目標を達成するため、基本方針に基づいた取組を行います。施策1、食品ロス削減を推進する体制の整備を進めるとともに、効果的な削減方法の研究に努めます。施策2、発生抑制に重点を置いて食品ロスの削減を推進します。食品ロス削減に関する具体的な取組の情報を提供するなど、「もったいない」意識の醸成に向けた普及活動を行います。施策3では、循環社会を意識した食品ロス削減の推進や適正なリサイクルを推進するため、フードドライブやフードバンクの積極的な活用や、食品廃棄物のたい肥化等によるリサイクルの推進を図ります。食品ロス削減の取組は、市民、事業者、行政の各主体がそれぞれの役割を果たし、連携することで初めて効果を発揮するものです。市民の皆さまには、買い物や調理の工夫など、日常生活の中で食品ロス削減に向けた取組を実践していただきたいと考えております。商店や飲食店などの事業者の皆さまには、食品ロス削減の重要性や必要性を理解いただき、有効な食品ロス減量化対策を検討するなど、生産・流通・販売・外食までの各段階で、食品ロスを減らす取組をお願いしたいと考えています。73ページをご覧ください。最後に、行政は、食品ロス削減の重要性や食品ロス削減に関する情報を提供し、また、事業者及び関係団体等と連携するなど、市全体における食品ロス削減を進めてまいりたいと考えております。以上が、食品ロス削減推進計画についての説明でございます。

○渋谷会長

ご説明ありがとうございました。ただ今のご説明に対し、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。どなたからでも結構ですので、よろしく願いいたします。

○清水委員

はっきりしたことはないんですが、70ページの基本方針3ですね、生ごみの話が

出てきます。たい肥化ということなんですけども、なかなか家庭ごみからの部分については難しいと思うんですけども、ちょっと時期を忘れましたが、少し前に市内で生ごみ処理の堆肥化施設を整備したという事業者さんが新聞記事に載ってたように記憶があるんですけども、お分かりになりますか。事業系だけで進めているのかはわからないけども、それが有効活用できているのであればいいのかなと思った次第です。そういったことが広報紹介という部分にも繋がってくるのではないかなと思いました。もう一つ、クマの関係ですね。以前から家庭系ごみのコンポストで処理するというのを推進してきたと思うんですよ。聞くところによると公衛連の方でコンポストは補助しないということも聞いたんですが、これからどのようにしていくのかという代替策を、どのようにお考えかなと思います。

○雪下生活環境課長

おっしゃる通り、昨年度、その前からですけど、クマの出没が相次いでいるということで、市としては各家庭において屋外で処理をするコンポストについて使用するのを控えていただきたいと、現在はそういう考えでございます。そのうえで、例えば、屋内で処理するような電気を利用する生ごみ処理機、そういうものもいいのではないかという話もでてます。それも処理した上で、たい肥化して畑とかに撒いて有効利用できるんですけども、実際はそれもクマを畑に近寄らせるのではないかというようなお話もございますので、現時点ではそれもなかなか難しいのかなと考えています。減容化したうえでごみに出すというのもあるんですけども、電気を使って水分を飛ばして処理するのは、それこそ環境に負荷が大きくなってしまいうということで、そういった利用は市としてはあまりお勧めできないのではないかなと。屋外で減量化してたい肥化するというのは進めていきたいと思うんですが、現状ではクマの問題があるということでなかなかそこは進められない、そういう状況でございます。

○渋谷会長

それでは、ご研究いただくようよろしくお願いいたしますと思います。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

それでは最後になります。第5章の生活排水処理基本計画について事務局からご説明をお願いいたします。

○雪下生活環境課長

第5章、生活排水処理基本計画についてご説明いたします。74ページをご覧ください。生活排水処理の現状と課題でございます。生活排水は、トイレから排出されるし尿及び浄化槽汚泥と、台所、風呂や洗面所等から排出される生活雑排水に分けられます。家庭や事業所から排出されたし尿と、農業集落排水施設や浄化槽から発生した汚泥は、北上地区広域行政組合の衛生処理場にて適正に処理されております。また、公共下水道接続家庭等から排出されたし尿も、終末処理場にて適正に処理されておりますが、し尿汲取り便槽や単独処理浄化槽を設置している家庭等の生活雑排水は、未処

理のまま河川等に放流され、水質汚濁の原因となっております。次に、76 ページをお開きください。生活排水の処理状況についてご説明いたします。本市の水洗化人口割合は令和6年度で83.5%となっており、令和2年度と比較して2.3ポイント増加しております。続いて77 ページでございますが、し尿・浄化槽汚泥の収集量は令和6年度、合計で約34,700kL/年で、令和2年度と比較し、し尿は減少傾向、浄化槽汚泥は概ね横ばいとなっております。続きまして79 ページをお開きください。前計画の達成状況をご説明いたします。まず、生活排水処理率については、令和8年度を目標年度とし87%としておりますが、令和6年度の実績は83.5%と、この時点では目標値に届いてはおりません。次に80 ページをお開きください。生活排水処理の課題は、以下の3点があげられます。1点目、生活排水処理率に関する課題としては、処理率は上昇傾向にあるものの令和6年度時点では前計画の目標に届いておりません。引き続き、公共下水道や農業集落排水への早期接続や、合併処理浄化槽への転換を促す必要があります。2点目、合併処理浄化槽や単独処理浄化槽は、処理機能を十分に発揮させるため、定期的な維持管理と法定検査が必要となります。これらを確実に実施し適正な処理を促す必要があります。3点目は、収集運搬に関する課題です。し尿及び浄化槽汚泥の収集量は減少しており、適宜、収集運搬体制を検討する必要があります。次に、第2節、生活排水処理基本計画についてご説明いたします。81 ページをご覧ください。本計画では3点の基本方針を定めております。基本方針1、生活排水の適正処理について啓発、情報発信を行います。基本方針2、合併処理浄化槽の整備と適正な維持管理を促進します。基本方針3、し尿及び浄化槽汚泥の効率的な収集運搬体制の整備に努めます。以上の基本方針に取組み、本計画における数値目標を、82 ページのとおり設定しておりますが、下水道課が令和6年度に改定した「花巻市下水道事業経営戦略」における、“水洗化率”とは、分母となる人口等のとらえ方に違いがあり、数値目標に差が生じておりますことから、改めて検討し整合性を図ってまいりたいと考えております。最後に、数値目標達成に向けた施策についてご説明いたします。84 ページをご覧ください。施策1、市民に対する情報発信でございます。身近な河川等における汚濁の原因となっているのが未処理のまま放流されている生活雑排水ですが、公共下水道や農業集落排水施設への接続、または合併処理浄化槽を設置することにより、水環境の改善が図られきれいな街づくりにつながることを理解していただくため、水環境に関する情報の発信を行います。施策2、浄化槽の適正な維持管理の推進を行います。浄化槽の処理機能を十分に発揮させ適正な処理を行うため、法令で義務付けられている点検や検査を行うよう周知いたします。施策3、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、衛生的で快適な生活環境を維持するうえで重要なサービスです。今後も効率的な収集運搬体制を維持してまいります。施策4、し尿や浄化槽汚泥を処理している衛生処理場は、施設稼働から33年が経過しております。施設を管理運営している北上地区広域行政組合及び近隣自治体と連携し、施設の長寿命化対策に取り組んでまいりま

す。以上が、第5章の生活排水処理基本計画についてのご説明でございます。

○渋谷会長

ありがとうございました。ただいまのご説明に関してご質問、ご意見ありましたら伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○平賀委員

83ページのグラフですけれども、し尿、浄化槽汚泥収集量見込みとありますが、平成6年度までは、なだらかに落ち込んでいるんですけれども、令和7年度以降落ち込みがすごく大きくなってんですが、これは根拠とかはあるんですか。

○松田資源循環係長

こちらにつきましては、令和2年度から令和6年度の実績をもとに推計をした数字でございます。確かに見た感じ下がり幅がちょっと大きいかなとは思いますが、実績を基に推計をした数字でございます。

○平賀委員

資料の12ページ、資料3という表がございまして、令和6年度はし尿収集人口が14,294人、令和11年は6,473人、令和12年には5,000というふうになってるんですけれども、このくらい下がる見込みなんですね。というのも、私どもは会社を経営しております、3分の1ほどの減収ということになるんですけれども、市の方ではこういうお考えということでよろしいでしょうか？

○松田資源循環係長

あくまで人口ビジョンによる人口の推計、目標値をもとに算出しておりますので、こういう形になってはいますが、先ほど目標のところでも申し上げましたが、下水道課の経営戦略と整合性を図る必要があるのかなと考えております。下水道課の方ではきちんと具体的な数字をもって経営について考えている部分がありますので、そこに整合性を図って、もう一度見直したいと思います。

○渋谷会長

ということは、この部分に変更があるということよろしいですね。

○小原委員

76ページ、表5-2のところの、生活排水処理形態別人口推移のところ、水洗化・生活雑排水未処理人口というのがありますが、水洗化処理人口と非水洗化・未処理人口というのは分かるんですが、この水洗化になっていても、未処理人口というのはどのようなことなんでしょうか。

○松田資源循環係長

水洗化・生活雑排水未処理人口につきましては、単独処理浄化槽を設置して、し尿に関しては水洗化になってる。ただし、生活雑排水のお風呂の水であったり、台所の水であったりというものは浄化槽に入らず、そのまま放流されているそういう世帯と人口になります。

○小原委員

分かりました。この表の中で、令和6年度83.5%という水洗化人口割合になってまして、令和2年度に比べまして2.3ポイント増えてますとなっておりますけど、人口だけみると令和2年度から約5,000人近く、4,800人ぐらい減少してるんですけど、その中でも水洗化・生活雑排水処理人口の減少だけ見ると約1,800人なんですね。それに対して未処理人口が約3,000人も少している、割合上は2.3ポイント増えているように見えるだけなのかなと思うんですけど、人口の動態だけ見るとそれぞれ減ってるんですが、ちょっと理解できなかつたんですが。

○高橋下水道課長

お答えします。今、ご指摘がありましたとおり、割合としては上がってますけども、分母分子それぞれ減少しているという実態があります。割合にした場合にはこういう数字になりますが実は分母の方が減っているんで、割合にすると少しずつ上昇してるような数字には見えるということになります。

○小原委員

82ページなんですけど、生活排水処理の数値目標のところ、表5-5なんですけれども、水洗化人口割合の目標というところなんですけれども、令和6年度の実績が83.5となっておりますけれども、これが令和12年度の間目標のところ、約10ポイント上昇して94%となっておりますけど、この辺の法則っていうのはどのように考えておられるのでしょうか？

○松田資源循環係長

こちらの数字ですけれども、まず人口の取り方については、ごみ処理基本計画と同じく人口ビジョンの目標値で見ておりますので、それをもとに単純に推計をとったところ、94.5%というところまで水洗化率が上がるという計算になってしまっておりますけれども、先ほど申し上げたとおり、下水道課が作成している経営戦略の方では、このぐらいの数字まで上がっておりませんので、そこは改めて整合性を図って、新たに目標値をお示ししたいと考えております。

○小原委員

表5-6でも似たような感じに見えるんですが、人口が3,300人程度減っております。しかし、水洗化・生活雑排水処理人口のところでは、6,200人ぐらい増えてるんですね。しかもその中で公共下水道の人口が6年間で約6,400人の増加を見込んでますけど、やはりこの辺の根拠も先ほどからご回答いただいとおり、人口の動態と何かその地域のものとか何か関係があつて人口3,000人も減ってるけど、水洗化人口は6,000人増えるっていうところ、何か種があるんでしょうか？

○渋谷会長

この数値は、下水道課のほうも推計値というかそちらが実数に近いんだと思うので多分変わってくるので、ここで議論してもしょうがないかなと思うので、新しいデー

タが出た時点でもう1回見てもらった方がいいかもしれません。

○小原委員

どこか地域的にいっぺんに下水道の工事が終わられて、新しい体制モデルがなにかあって、そこで一気に世帯数人口数のところで下水道が加味されるのかなっていうのはそういうカラクリがあるのかなと思ったもんですからね。

○渋谷会長

他にいかがでしょうか？

○平賀委員

質問なんですけども、80ページ、合併処理浄化槽及び単独浄化槽の適正管理、課題ということで、定期的な維持管理、点検と検査が必要とされているということがありますが、定期的な清掃というのが、いわゆる汚泥の処理ということでございますけれども、適正な処理をすると浄化槽は1年に1回清掃しなければということになっております。花巻市は、浄化槽は市設置型と個人設置型とありまして、市設置型は1年に1回、必ずやっておりますが、個人設置はお金もかかるもので、うちのお客様でもやらないとおっしゃる方がいます。減量とは違う問題なんですけど、ただ私どもも適正な処理水を出していくということも目標としておりまして、そこらへんもちょっと、適正な管理、1年に1回清掃が必要だということも、下水道課長さんもいらっしゃいますし、おすすめていただければいいかなと思います。

○高橋下水道課長

今、お話がありましたように、市の設置型と個人の設置型がありまして、市設置の方は使ってる方から使用料をいただいて、市が直接維持管理するという点検も汚泥処理もちゃんとやるわけなんですけども、個人の方については費用がかかるというところがあって、全員が全員、汚泥を必ず汲んでいるわけではないということも聞いてます。花巻市では個人設置の浄化槽を使われている方に、適正に管理した場合に年間1万円という補助を出しておりますので、その補助を出す条件の中に汚泥の汲み取りとか検査を受けるとか、きちんと点検してるということが条件となっております、そちらの方は推進しておりましたので、そういった施策をやっておりますということでお願いします。

○渋谷会長

ありがとうございます。他にはいかがですか。よろしいですかね。

以上で一般廃棄物処理基本計画の全体が終わりましたが、全体を通じて何かご意見等ありましたらいただきたいと思います。

あと、今日の議論を踏まえてまた疑問が生じたりとかいろいろある方もいらっしゃると思うんですけど、期限を切って市役所の方にご意見を出すようなことができればいいかなと思うんですけど。

○松田資源循環係長

ぜひ、そのような形でご意見を伺いたいと思います。メール、FAX、持参していただいてもいいですし、どのような形でも構いませんので、ご意見を頂戴できればと思います。

○渋谷会長

一応期限を決めてもらえば、10日間とか2週間ぐらいとか。

○松田資源循環係長

それでは2週間といたしまして2月27日金曜日までとしたいと思います。

○渋谷会長

他にもまだご意見等あると思いますので、27日までに市の方にそれぞれの方法でご意見を出していただければと思います。本日の審議会に提出された審議は、以上でございますので終了いたしました。だいぶ時間かかってしまって申し訳ありません。事務局にお返しいたします。よろしくお願いします。

○松田資源循環係長

渋谷会長、委員の皆様、長時間にわたりご審議をいただきましてありがとうございました。

(5) その他

○松田資源循環係長

続きまして次第の5、その他ですが事務局から1点ご説明いたします。

○雪下生活環境課長

本日、皆様からご提案いただきました、第3次一般廃棄物処理基本計画素案の内容と、現在パブリックコメントを実施しております。その内容、また、2月27日期限でご意見等いただきまして必要な個所を修正した上で、3月に開催予定の第2回花巻市一般廃棄物減量等推進審議会において、またご審議いただく予定です。改めまして開催内容を案内させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○松田資源循環係長

事務局からは以上となりますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(6) 閉会

○松田資源循環係長

これもちまして第1回花巻市廃棄物減量等推進審議会を終了いたします。

委員の皆様、本日は大変ありがとうございました。